

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年3月2日(2017.3.2)

【公開番号】特開2016-67821(P2016-67821A)

【公開日】平成28年5月9日(2016.5.9)

【年通号数】公開・登録公報2016-027

【出願番号】特願2014-203197(P2014-203197)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

A 6 1 F 13/53 (2006.01)

A 6 1 F 13/56 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/18 3 0 0

A 6 1 F 13/18 3 5 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月20日(2017.1.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

互いに直交する前後方向及び幅方向を有し、

吸収材料が積層された吸収コアを有する吸収体と、

前記吸収体よりも肌対向面側に位置する肌面シートと、

前記吸収体よりも非肌対向面側に位置する非肌面シートと、

着用者の排泄口と対向する排泄口対向域と、

前記非肌面シートに設けられ、前記吸収性物品を下着に止めるための粘着剤が塗布された粘着領域と、を有する吸収性物品であって、

前記排泄口対向域の後側において前記排泄口対向域に隣接し、かつ前記幅方向に延びる第1曲部と、

前記第1曲部の後側に位置し、かつ前記幅方向に延びる第2曲部と、

前記前後方向において前記第1曲部と前記第2曲部の間に位置する中間領域と、を備え、

前記第1曲部及び前記第2曲部は、前記吸収性物品が厚み方向に曲がることができるように構成されており、

前記中間領域の前記吸収材料の目付は、前記排泄口対向域の前記吸収材料の目付よりも低く、

前記第1曲部、前記第2曲部、及び前記中間領域は、厚み方向において前記粘着領域に重なっていない、吸収性物品。

【請求項2】

前記第1曲部の前側、及び前記第2曲部の後側のそれぞれには、前記前後方向に延びる前記粘着領域が、前記幅方向に間隔を空けて複数設けられる、請求項1に記載の吸収性物品。

【請求項3】

前記中間領域の前記前後方向の長さは、10mm以上である、請求項1又は請求項2に記載の吸収性物品。

**【請求項 4】**

前記中間領域の前記前後方向の長さは、50mm以下である、請求項3に記載の吸収性物品。

**【請求項 5】**

前記第1曲部の前記幅方向の中心と前記排泄口対向域の前記前後方向の中心との距離は、25mm以上80mm以下である、請求項1から請求項4のいずれかに記載の吸収性物品。

**【請求項 6】**

前記第1曲部及び前記第2曲部は、平面視において、後方に向かって凸状に湾曲する、請求項1から請求項5のいずれかに記載の吸収性物品。

**【請求項 7】**

前記排泄口対向域には、前記排泄口対向域の前記吸収体の外側縁よりも前記幅方向の内側に位置し、前記排泄口対向域の前記吸収体の外側縁の厚さよりも厚さが厚い中高部が設けられており、

前記第1曲部と前記中高部は、隣接している、請求項1から請求項6のいずれかに記載の吸収性物品。

**【請求項 8】**

前記吸収性物品の前記前後方向の断面において、前記中高部の吸収体の後端縁から前記厚み方向に延びる中高部の後面と、前記中高部の非肌対向面と、が成す角度は、前記中高部の前端縁から前記厚み方向に延びる前記中高部の前面と、前記中高部の非肌対向面と、が成す角度よりも大きい、請求項7に記載の吸収性物品。

**【請求項 9】**

前記吸収体を厚み方向に圧縮した圧搾部を備えており、

前記圧搾部は、前記中高部の外側縁に沿って配置されている、請求項7又は請求項8に記載の吸収性物品。

**【請求項 10】**

前記第1曲部の外側縁及び前記第2曲部の外側縁は、前記圧搾部よりも前記幅方向の外側に位置する、請求項9に記載の吸収性物品。

**【請求項 11】**

前記前後方向に伸縮する伸縮性部材を備え、

前記伸縮性部材は、前記前後方向において前記第1曲部及び前記第2曲部を跨いで配置される、請求項1から請求項10のいずれかに記載の吸収性物品。

**【請求項 12】**

前記第1曲部の外側縁及び前記第2曲部の外側縁は、前記吸収体の外側縁に位置する、請求項1から請求項11のいずれかに記載の吸収性物品。

**【請求項 13】**

前記吸収コアは、前記第1曲部の前記幅方向の外側、前記中間領域の前記幅方向の外側及び前記第2曲部の前記幅方向の外側に配置される、請求項1から請求項11のいずれかに記載の吸収性物品。

**【請求項 14】**

前記中間領域の前記前後方向の長さは、前記排泄口対向域の前記第1曲部に隣接する部分の前記吸収体の厚さよりも長い、請求項1から請求項13のいずれかに記載の吸収性物品。